

障害福祉サービス事業者等に対する指導事例  
【報酬関係】

項目	サービス種類	現状及び問題点	指導事例	根拠等
介護給付費等の算定及び取り扱い (サービス提供職員欠如減算)	日中活動系サービス (就労定着支援を除く) 居住系サービス (自立生活援助を除く)	生活支援員が配置されていない。	生活支援員は最低1人以上配置すること(共同生活援助は利用者の障害支援区分により必要となる場合に配置すること)。 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から、1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間、サービス提供職員欠如減算が適用されることから(翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)、過去5年分自主点検の上、過誤調整を行うこと。	条例第52条 他 施設条例第6条 他 報酬告示 別表第5 他 報酬告示留意事項通知 第二1(8)
介護給付費等の算定及び取り扱い (サービス提供職員欠如減算)	児童発達支援 (児童発達支援センターを除く) 放課後等デイサービス	事業所に置くべき児童指導員等について、サービス提供時間帯を通じて専ら指定サービスを行う児童指導員又は保育士(以下、「児童指導員等」という。)が適正に配置されていない期間がある。	サービス提供日ごとに、障害児の数の区分に応じた児童指導員等を配置すること。 なお、障害児の数の区分に応じた児童指導員等を配置していない場合は人員基準を満たしておらず(人員欠如)、サービス提供職員欠如減算の対象となることから、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合は、人員欠如となった月の翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの期間、1割の範囲内で減少した場合は、人員欠如となった月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの期間について、過去5年分自主点検の上、過誤調整を行うこと。	指定通所支援条例第7条、第80条 通所支援報酬告示 別表第1、第3 通所支援留意事項通知 第二1(6)
介護給付費等の算定及び取り扱い (児童発達支援管理責任者欠如減算)	児童発達支援(児童発達支援センターを除く) 放課後等デイサービス	事業所に置くべき児童発達支援管理責任者について、1人以上が専任かつ常勤となっていない。	事業者が事業所に置くべき児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は専任かつ常勤とすること。 なお、児童発達支援管理責任者を1人以上専任かつ常勤で配置していない場合は人員基準を満たしておらず(人員欠如)、児童発達支援管理責任者欠如減算の対象となることから、人員欠如となった月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの期間について、全件自主点検の上、過誤調整を行うこと(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。	指定通所支援条例第7条、第80条 通所支援報酬告示 別表第1、第3 通所支援留意事項通知 第二1(6)
介護給付費等の算定及び取り扱い (サービス管理責任者欠如減算)	日中活動系サービス (短期入所を除く) 居住系サービス	サービス管理責任者が配置されていない。	専ら事業所の職務に従事するサービス管理責任者を利用者の数の区分に応じ配置すること(自立生活援助及び共同生活援助を除き1人以上は常勤で配置すること)。 なお、人員基準上必要とされる員数を配置していない場合はサービス管理責任者欠如減算の対象となることから、人員欠如となった月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの期間について、全件自主点検の上、給付費の算定に当たってサービス管理責任者欠如減算を適用していない期間については過誤調整を行うこと(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。	条例第52条 他 指定施設条例第6条 他 報酬告示 別表第5 他 報酬告示留意事項通知 第二1(8)
介護給付費等の算定及び取り扱い (個別支援計画未作成減算)	訪問系サービス 日中活動系サービス 居住系サービス 障害児通所系サービス (短期入所を除く)	個別支援計画を作成せずにサービス提供を行っている期間がある。	サービス管理責任者(サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者)は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針等を記載した個別支援計画を作成し、事業者は、当該計画に基づき、利用者に対してサービスを提供すること。 なお、個別支援計画が作成されていない場合は、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで個別支援計画未作成減算の対象となることから、全件自主点検の上、過誤調整を行うこと。 (訪問系サービスについては、個別支援計画が作成されていない場合は介護給付費を算定できないことから、未作成期間について全額過誤調整(返還)を行うこと。)	条例第28条 他 指定施設条例第34条 指定通所支援条例第29条 報酬告示 別表第5 他 留意事項通知 第二1(10) 通所支援報酬告示 別表第1 他 通所支援留意事項通知 第二1(7)
介護給付費等の算定及び取り扱い (個別支援計画未作成減算)	日中活動系サービス 居住系サービス 障害児通所系サービス (短期入所を除く)	個別支援計画の作成に当たって、利用者又はその家族に対し文書により同意を得ていない。	サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対し、当該計画について説明し、文書によりその同意を得ること。 なお、文書により同意を得ていない場合は個別支援計画未作成減算の対象となることから、過去5年分自主点検の上、過誤調整を行うこと。	条例第61条 他 指定施設条例第34条 指定通所支援条例第29条 報酬告示 別表第5 他 留意事項通知 第二1(10) 通所支援報酬告示 別表第1 他 通所支援留意事項通知 第二1(7)
福祉輸送に係る許可 (介護給付費の算定)	居宅介護 重度訪問介護	自家用自動車有償運送の許可を受けていない者が有償運送を行っている。	自家用自動車による有償運送は、許可を得ている者が行うこと。 なお、有償運送許可を得ていない者による運送を伴うサービスは、介護給付費の算定の対象とならないことから、過去5年分自主点検のうえ過誤調整を行うこと。	介護輸送に係る法的取扱いについて(平成18年9月 国土交通省自動車交通局旅客課、厚生労働省老健局振興課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課) 道路運送法第4条、第43条、第78条 道路運送法施行規則第51条の16
訓練等給付費の算定及び取り扱い (大規模住居等減算)	共同生活援助(外部サービス利用型)	入居定員を10名に変更したが、外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たって、共同生活住居の入居定員が8人以上である場合の減算を算定していない。	共同生活住居の規模が一定以上の場合、外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たっては、入居定員に応じた割合を所定単位数に乗じて算定すること。 なお、共同生活住居の入居定員変更以降について、全件自主点検のうえ、過誤調整を行うこと。	報酬告示 別表第15 報酬告示留意事項通知 第二3(8)③(三)
介護給付費等の算定 (身体拘束廃止未実施減算)	訪問系サービス 日中活動系サービス (就労定着支援を除く) 居住系サービス (自立生活援助を除く) 障害児通所系サービス	身体拘束等の適正化を図るための措置について、身体拘束等の適正化のための指針は定めているが、対策を検討する委員会を開催しておらず、また、従業者に対する研修も定期的に実施していない。	身体拘束等の廃止・適正化のため、次に掲げる措置を講じること。 ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 なお、これらの取組が適切に行われていない場合は、身体拘束廃止未実施減算の対象となるので、市(障がい者支援課)に改善計画の提出等の必要な手続きを行うこと。	条例 第37条の2 指定施設条例 第60条 指定通所支援条例第46条 報酬告示 別表第1 他 通所支援報酬告示 別表第1 他 報酬告示留意事項通知 第二1(12) ※R6改正後(14) 通所支援報酬告示留意事項通知 第二1(9)

障害福祉サービス事業者等に対する指導事例

【報酬関係】

項目	サービス種類	現状及び問題点	指導事例	根拠等
介護給付費の算定及び取扱い (特定事業所加算)	重度訪問介護	特定事業所加算(Ⅱ)を算定しているが、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていない。	特定事業所加算(Ⅱ)を算定する場合は、サービスの提供に当たり、常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。 なお、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていない期間については、加算の算定が認められないため、過去五年分について自主点検の上、該当する期間の当該加算について過誤調整を行うこと。	報酬告示 別表第2 報酬告示留意事項通知 第二2(2)⑧
介護給付費の算定 (人員配置体制加算)	生活介護	人員配置体制加算(Ⅱ)を算定しているが、生活支援員等の員数が算定要件を満たしていない期間がある。	人員配置体制加算(Ⅱ)を算定する場合は、生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を2で除して得た数以上であること。 なお、請求内容について過去5年分自主点検を行い、算定要件を満たしていない期間については、過誤調整を行うこと。 <b>※R6改正により変更あり</b>	報酬告示 別表第6 報酬告示留意事項通知 第二2(6)③
介護給付費の算定 (常勤看護職員等配置加算)	生活介護	常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)を算定しているが、看護職員が常勤換算方法で1以上配置されていない期間がある。	常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)を算定する場合は、常勤換算方法で1以上の看護職員を配置すること。 なお、請求内容について過去5年分自主点検を行い、算定要件を満たしていない期間については、過誤調整を行うこと。 <b>※R6改正により変更あり</b>	報酬告示 別表第6 報酬告示留意事項通知 第二2(6)⑤
介護給付費等の算定 (欠席時対応加算)	日中活動系サービス (就労定着支援、療養介護、短期入所を除く) 児童発達支援 放課後等デイサービス	利用予定日の3営業日以前に欠席の連絡があったものについて、欠席時対応加算を算定している。	欠席時対応加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日(2営業日前まで)に中止の連絡があった際に、利用者の状況の確認、相談援助を行い、当該内容を記録した場合に算定すること。 なお、3営業日以前に欠席の連絡があったものについては、当該加算を算定できないことから、全件自主点検の上、過誤調整を行うこと。	報酬告示別表第6 他 報酬告示留意事項通知 第二2(6)⑨ <b>※R6改正後(6)⑩</b> 通所支援報酬告示 別表第1 他 通所支援報酬告示留意事項通知 第二2(1)⑪ 他
介護給付費の算定 (重度障害者支援加算)	生活介護	重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定しているが、支援計画シート等を作成しておらず、算定要件を満たしていない。	重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定する場合は、強度行動障害を有する利用者が1人以上利用し、かつ、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した従業者を1以上配置し、支援計画シート等を作成すること。 なお、請求内容について過去5年分自主点検を行い、算定要件を満たしていない期間については、過誤調整を行うこと。 <b>※R6改正により変更あり</b>	報酬告示別表 第6 報酬告示留意事項通知 第二2(6)⑩ <b>※R6改正後(6)⑪</b>
介護給付費等の算定及び取扱い (食事提供体制加算)	日中活動系サービス (就労定着支援、療養介護、短期入所を除く)	食事提供体制加算を算定している一部の利用者の個別支援計画に、食事の提供が位置づけられていない。	食事提供体制加算を算定する場合は、食事の提供について個別支援計画に位置づけること。 なお、当該食事の提供について当該計画に位置づけられていない期間は、食事提供体制加算の要件を満たしていないことから、全件自主点検の上、過誤調整を行うこと。 <b>※R6改正により変更あり</b>	報酬告示 別表第6 他
介護給付費等の算定及び取扱い (送迎加算)	日中活動系サービス (就労定着支援、療養介護、短期入所を除く)	送迎加算(Ⅰ)を算定しているが、1回の送迎につき、平均10人以上の利用者が利用していない期間があり、算定要件を満たしていない。	送迎加算(Ⅰ)は、1回の送迎につき、平均10人以上の利用者が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定できる加算であることから、いずれか一方でも要件に適合しない場合は算定しないこと。 また、請求内容について全件自主点検を行い、送迎加算(Ⅰ)の要件を満たしていない期間については、過誤調整を行うこと。	報酬告示 別表第6 他 報酬告示留意事項通知 第二2(6)⑫ 他
介護給付費等の算定及び取扱い (送迎加算)	日中活動系サービス (就労定着支援、療養介護、短期入所を除く)	送迎加算(Ⅱ)を算定しているが、算定要件を満たしていない。	送迎加算(Ⅱ)は、1回の送迎につき平均10人以上の利用者が利用していること、又は、週3日以上送迎を実施している場合に算定できる加算であることから、いずれの要件にも適合しない場合は算定しないこと。 なお、請求内容について全件自主点検を行い、送迎加算(Ⅱ)の要件を満たしていない期間については、過誤調整を行うこと。	報酬告示 別表第6 他 報酬告示留意事項通知 第二2(6)⑬ 他
障害児通所給付費の算定(児童指導員等加配加算)	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童指導員等加配加算について、指定基準に定める従業者が適正に配置されていないにもかかわらず算定している期間がある。	児童指導員等加配加算は、指定基準に定める従業者の員数に加え、児童指導員等を常勤換算で1以上配置している場合に算定すること。 なお、請求内容について過去5年分自主点検の上、算定要件を満たしていない期間については過誤調整を行うこと。 <b>※R6改正により変更あり</b>	報酬告示別表第1、第3 留意事項通知第二2(1)④、第二2(3)②

障害福祉サービス事業者等に対する指導事例

【報酬関係】

項目	サービス種類	現状及び問題点	指導事例	根拠等
障害児通所給付費の算定等 (児童指導員等加配加算・専門的支援加算)	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童指導員等加配加算及び専門的支援加算を算定しているが、算定要件を満たしていない。	児童指導員等加配加算(専門的支援加算)を算定する場合は、障害児通所給付費の算定に必要な従業者の員数(専門的支援加算(児童指導員等加配加算)を算定している場合は専門的支援加算(児童指導員等加配加算)の算定に必要な従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士等を常勤換算方法で1以上配置すること。 なお、請求内容について、過去5年分自主点検を行い、算定要件を満たしていない期間については、過誤調整を行うこと。  ※R6改正により変更あり	通所支援報酬告示 別表第1、第3 通所支援報酬告示留意事項通知 第二2(1)④、④2、第二2(3)②、③

<p>条例 指定施設条例 指定通所支援条例 指定地域相談省令 指定計画相談省令 指定障害児相談省令 報酬告示 報酬告示留意事項通知</p> <p>通所支援報酬告示 通所支援報酬告示留意事項通知</p>	<p>青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年障発第1031001号)</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号)</p>
--	--

- ※「訪問系サービス」 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護  
「日中活動系サービス」 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所  
「居住系サービス」 共同生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練、自立生活援助  
「相談系サービス」 地域定着支援、地域移行支援、計画相談支援、障害児相談支援  
「障害児通所系サービス」 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援